記 者 発 表

令和 8 年 8 月 31 日
沖縄振興開発金融公庫

令 和 9 年 度 予 算 概 算 要 求 の 概 要

～「民間主導の自立型経済の発展」、「強い沖縄経済」の実現に向けて～

本日、沖縄振興開発金融公庫（理事長 ：新垣尚之）は、令和 9 年度予算概算要求書を、主務大臣を経由して、財務大臣に提出しました。

令和 9 年度予算概算要求は、「経済財政運営と改革の基本方針 2026（骨太方針）」を踏まえ、中東情勢等の影響による物価高騰等を注視しつつ、国や県の沖縄振興策と一体となった政策金融の取組みを推進し、個性を活かした持続的な地域づくりを金融面から支援するため、以下に重点を置いた内容となっています。

① 沖縄における地域的・社会的課題の解決支援
② 地域資源を活用した地場産業の振興
③ 機動的なセーフティネット機能の発揮

併せて、県内事業者等への持続的かつ付加価値の高い政策金融サービスの提供に向けたシステム基盤等の整備に取り組みます。

1. 事業計画 （別紙1参照）

融資相談の状況、沖縄県からの要望、民間金融機関との役割分担等を勘案し、また、国や県の沖縄振興施策等に沿った資金需要への対応及びセーフティネット機能を発揮するため、事業規模（契約ベース）は 1,842 億円（令和 8 年度当初計画比 40 億円増）を要求。

2. 資金交付計画

事業計画 1,842 億円に対応する資金交付計画は、1,861 億円（令和 8 年度当初予算比 38 億円減）

（*）貸付契約後、融資対象工事の進捗状況に応じて資金交付するため、同一年度における事業計画額と資金交付計画額に差が生じる。

3. 財源

(1) 借入金・債券発行

財政融資資金借入金は 1,430 億円、財投機関債の発行は 100 億円

(2) 出資金

新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）において、沖縄経済の成長を支える資本性資金の供給拡大が期待されていることを踏まえ、出資及び資本性劣後ローンの財源として計 51．2 億円を要求。

① 一般会計からの出資金 1．2 億円
新事業創出促進出資の財源

② 財政投融資特別会計からの出資金 50 億円
・企業等に対する出資の財源
・資本性劣後ローンの融資財源

(3) 業務の円滑な運営に資するため、一般会計より 50 億円の補給金を受入

(4) その他自己資金等 230 億円

4. 出融資制度

(1) 融資制度の創設

「沖縄共同化・協業化推進貸付利率特例制度(仮称)」(中小企業資金、生業資金)の創設

- **企業間連携(共同化・協業化)による人手不足への対応、収益性向上等の取組を支援**

特例対象	貸付利率
企業間の連携(共同化・協業化)による収益性の向上に取り組む方であって、特定の貸付制度※を適用する方	貸付当初から 3 年間に限り、適用する貸付制度に定める利率から0.3%を控除 ただし、離島・北部過疎地域の事業者については 5 年間

※沖縄生産性向上促進貸付、沖縄特産品振興貸付、沖縄離島・北部地域振興貸付

(2) 融資制度の拡充

①「沖縄自立型経済発展貸付」(産業開発資金)の拡充

- **中堅・大企業向けセーフティネット機能の発揮、環境対策関連の設備投資に向けた取組を支援**

貸付対象	要求内容
社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している方又は来すおそれがある方	○ 貸付利率の拡充 特別相談窓口の内容に該当し、売上高が前期に比し 5%以上減少している等一定の要件を満たす方に対して、基準利率−0.4%
適正な廃棄物処理に資する事業を行う方、再生可能エネルギーを導入するために必要な設備を設置する方	○ 貸付期間及び据置期間の拡充 原材料高騰等による設備投資の負担軽減を図るため、貸付期間を25 年以内(現行 15 年以内)、据置期間 5 年以内(現行 2 年以内)

②「沖縄特産品振興貸付」(中小企業資金、生業資金)の拡充

- **沖縄の地域資源を活かした特色ある産業の収益性向上に向けた取組を支援**

貸付対象	要求内容
沖縄の地域資源や沖縄固有の技術・ノウハウを活かした製品の製造又は販売を行う方	○ 貸付金限度の拡充 (中小)運転資金の貸付限度額 4 億 8,000 万円の特例対象を全ての泡盛事業者に拡充 ○ 貸付利率の拡充 売上の増加やコスト低減などの収益性向上に向けた取組を支援するため、泡盛事業者にかかる運転資金の貸付利率を「特別利率③」に拡充 ○ 据置期間の拡充 設備資金 5 年以内(現行 2 年以内)、運転資金 3 年以内(現行 2 年以内)

③「製糖企業等資金」(農林漁業資金)の拡充

- **製糖副産物の再資源化及び経営安定化に向けた取組を支援**

貸付対象	要求内容
製糖業者	○ 資金使途の拡充 製糖副産物を原料・材料として利用する事業に必要な施設の取得及び長期運転資金を追加 ○ 貸付期間の改正 長期運転資金については、貸付期間 15 年以内

④「沖縄ひとり親支援貸付利率特例制度」の拡充

(産業開発資金、中小企業資金、生業資金、生活衛生資金、農林漁業資金、医療資金)

- **ひとり親の就労定着及び経済的自立に向けた取組を支援**

特例対象	要求内容
ひとり親の雇用促進等に積極的に取り組む方で、一定の要件に該当する方	○ 特例対象者の拡充 沖縄県の「ひとり親就労チャレンジ事業」を活用して、ひとり親を雇用する方を追加 ○ 貸付利率の拡充 上記事業に該当する方は、貸付利率を当初 5 年間に限り0.3%を控除

(3) 既存制度の取扱期間の延長

引き続き、国や県が推進する沖縄振興策に沿った金融支援を実施するため、以下の独自制度の取扱期間の延長を要求する。

① 国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興資金貸付
② 沖縄観光リゾート産業振興貸付
③ 沖縄情報通信産業支援貸付
④ 沖縄自立型経済発展貸付
⑤ 沖縄創業者等支援貸付
⑥ 沖縄特産品振興貸付
⑦ 沖縄離島・北部地域振興貸付
⑧ 沖縄雇用・経営基盤強化資金貸付
⑨ 沖縄生産性向上促進貸付
⑩ 沖縄社会課題対応企業等支援貸付
⑪ 沖縄特区等無担保貸付利率特例制度
⑫ 沖縄ひとり親支援貸付利率特例制度
⑬ 沖縄人材活躍推進貸付利率特例制度

(4) 株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人福祉医療機構及び独立行政法人住宅金融支援機構の要求する制度の新設・拡充のうち、当公庫の業務範囲に対応するものについては、同様の措置を要求する。また、株式会社日本政策金融公庫において小規模事業者経営改善資金貸付の拡充が要求される場合は、沖縄雇用・経営基盤強化資金貸付についても同様の措置を要求する。

5. 機構

「医療資金」を取り扱う部署について、関係事業者への周知促進と利便性向上等を図る観点から、融資第一部 産業開発融資班の名称を「融資第一部 産業開発・医療融資班(仮称)」へ変更することを要求する。

以 上

（別紙1）

事業計画　　（単位:億円）

		令和9年度 要 求 ①	令和8年度 当初計画 ②	①−②
1	貸　付	1,820	1,780	+40
	産業開発資金	660	660	−
	中小企業等資金	900	870	+30
	住宅資金	60	50	+10
	農林漁業資金	80	80	−
	医療資金	80	80	−
	生活衛生資金	40	40	−
2	出資	22	22	−
	企業等に対する出資	15	15	−
	新事業創出促進出資	7	7	−
合　計		1,842	1,802	+40

各資金の事業規模について、詳細は次のとおり。

⑴産業開発資金

融資相談の状況、事業計画の熟度や物価高騰等の影響に備えたセーフティネット貸付対応を勘案し、660億円

⑵中小企業等資金

中小企業・小規模事業者の経営基盤強化や物価高騰等の影響に備えたセーフティネット貸付対応を勘案し、900億円

⑶住宅資金

沖縄における資金ニーズ及び民間金融機関の取組を勘案し、60億円

⑷農林漁業資金

農林水産業の振興や物価高騰等の影響に備えたセーフティネット貸付対応を勘案し、80億円

⑸医療資金

医療施設の設備投資計画や物価高騰等の影響に備えたセーフティネット貸付対応を勘案し、80億円

⑹生活衛生資金

生活衛生関係営業者の資金需要や物価高騰等の影響に備えたセーフティネット貸付対応を勘案し、40億円

⑺企業等に対する出資

産業振興を支える交通インフラ等の産業基盤整備、沖縄経済を牽引するリーディング産業に係る企業からの当公庫への出資期待を勘案し、15億円

⑻新事業創出促進出資

沖縄における新たな事業の創出促進にかかる当公庫への出資期待を勘案し、7億円

お問い合わせ先

沖縄振興開発金融公庫
THE OKINAWA DEVELOPMENT FINANCE CORPORATION

業務統括部業務企画課　TEL 098(941)1740
総務部企画調整課　TEL 03(3581)3242